

平成20年第1回砂川市議会定例会

平成20年3月11日(火曜日)第2号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第1 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
- 議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第2 市政執行方針
- 日程第3 教育行政執行方針
- 日程第4 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
- 議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第2 市政執行方針
- 日程第3 教育行政執行方針
- 日程第4 一般質問

武ノ田 圭 介 君
一ノ瀬 弘 昭 君
中江 清 美 君

○出席議員(13名)

議長	北武	谷田	文圭	夫介	君君	副議長	東増	田	英吉	男章	君君
議員	飯	澤	明	彦	君君	議員	中	江	清	美	君君
	吉	浦	や	子	君君		一	ノ	弘	昭	君君
	尾	崎	す	夫	君君		ノ	瀬	政	己	君君
	辻	田	静	勲	君君		土	黒		弘	君君
	沢	田	広	志	君君		小				

○欠席議員(1名)

議員 矢野 裕 司 君

- 本議事に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
1. 砂川市教育委員会委員長 佐藤 喜多山 二 勝正 一郎 二彦
砂川市選挙管理委員会委員長 奥山 俊 昭 治 二彦
砂川市農業委員会会長 小原 幸 二 善岡 雅文
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
副市長 小原 幸 二 善岡 雅文
市立病院院長 井是 西 上枝 野 克 也 喬 行 一 昭 治
総務部長 金 田 奥 山 芳 山 侯 憲 夫
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
教育次長 四反田 孝 治 敏 岡 雅文
4. 砂川市監査委員会の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
監査事務局局長 中 出 利 明
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
選挙管理委員会事務局長 是 枝 善 岡 雅文
6. 砂川市農業委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
農業委員会事務局 次長 長原 川 弘 早 丸 茂 谷 誠 和 一 夫
7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
事務局長 小石 田 原 川 弘 早 丸 茂 谷 誠 和 一 夫

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議事 事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、矢野裕司議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題といたします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

○第1予算審査特別委員長 中江清美君（登壇） 第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月10日に委員会を開催し、委員長に私中江、副委員長に一ノ瀬弘昭委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第1号から議案第6号までの平成19年度一般会計、特別会計、事業会計の6会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第1予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号から第6号までを一括採決します。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 市政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） おはようございます。平成20年第1回市議会定例会の開会にあたりまして、市政執行について、私の所信を申し上げたいと存じます。

本年は、7月1日に市制施行50周年を迎える記念すべき年であります。昭和33年の市制施行以来50年にわたり、幾多の苦難を乗り越えながら、今日まで、着実に発展を続けることができましたのも、多くの先人達のたゆまぬ努力と創造的な英知によるものと、あらためて心から敬意と感謝の意を表するとともに、今後におきましても、市民の皆さんの望むまちづくりを進め、市政の発展に全力を傾ける所存であります。

私は、昨年4月の市長選挙において、市民の皆さんのご支援をいただき、市長として3期目の重責を担うことになりました。振り返りますと、平成11年の市長就任以来、我がまちが、厳しい財政状況にあることを踏まえ、持続可能な財政基盤を確立するために、行財政改革に取り組むこととし、まず、後世に過度の負担を残さないように「公債費負担適正化計画」の策定を行い、起債残高の縮減に努めるとともに、事務事業の見直し、建設事業の抑制などを進めてまいりました。

そのような状況のなか、将来に向けたまちづくりの指針を示すため、平成13年度を初年度として、「砂川市第5期総合計画」を策定いたしました。めざす都市像は「安らぎと活力にみちた快適環境都市」と掲げたこの計画も、すでに第3次実施4カ年計画に進んでおりますが、目的の達成に向け、着実に取り組むことができているのも、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力によるものと感謝し、厚くお礼を申し上げる所存であります。

さて、今日のわが国の経済状況を見ますと、景気は依然として弱さが見られるものの、回復傾向とされていますが、しかし、これは、大都市圏を中心としたものであり、「実感なき景気回復」とも言われ続けられるなか、急激な原油高騰に伴う石油製品、生活用品の値上げなど、物価の上昇も顕著であり、今後の見通しは、不透明な状況になってきているものと考えております。

また、北海道の経済は、公共事業の減少傾向が続くなど、改善の動きに足踏み感がみられ、雇用情勢も横ばい傾向であり、依然として厳しい状況が続くものと考えております。

このようななか、地方の財政状況は、平成16年度から進められた三位一体の改革により、地方交付税5兆1千億円の削減が行われ、税源移譲による税収が伸びない地方の自治体は、行財政改革を進めて歳出の削減を行っても、依然として厳しい財政状況が続くなど、景気の回復に伴って、税収が好調な都市との財政力の格差が拡大しております。

このため、地方自治体の財政運営の指針である、平成20年度地方財政計画では、平成15年度以降、減縮が続いている地方交付税に、都市と地方の税収格差を是正するため新たな施策として、「地方再生対策費」が創設されました。しかし、地方交付税の総額は、わずか2千億円の増加にとどまっており、歳出・歳入一体改革を進め、平成23年度に国・地方の基礎的収支を黒字化するという、国の考え方は変わりはないことから、今後におきましても、不透明な状況が続くものと考えております。

さらに、地方自治体の財政破たんを未然に防ぐために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方自治体の財政状況を明らかにするための健全化判断比率として、4つの指標が示されました。

一般会計のみならず、特別会計、公営企業会計、一部事務組合及び土地開発公社なども対象として、財政健全化団体、財政再建団体となる基準が規定されましたので、この指標が適用となる平成20年度決算を見据え、適切な財政

運営を行うことが必要とされたところであり、北海道におきましても、平成18年2月に、推定期間を10年間とする「新たな行財政改革の取組」を策定をし、持続可能な行財政構造を確立する取組を進めてきましたが、収支不足の拡大も見込まれることから、更なる取組として、人件費及び公共事業の削減などを予定しており、本市における影響も懸念されるところであります。基本市におきましても、三位一体改革による国庫補助金、地方交付税の削減など今後の見通しに厳しい状況にあること、基金を取り崩し財政運営を続けてまいりましたが、基金残高の減少など今後の見通しに厳しい状況にあること、基金を取り崩し財政改革に取組むことになりました。昨年、「砂川市行財政改革推進委員会」において、行政の事務・施策の全般にわたり、ご議論をいただき、人件費の削減、事務事業の見直しのほか、軽自動車税の税率引き上げなどを含めた「行財政改革に関する答申書」が提出されました。この答申に基づき、市議会におきましてご審議をいただき、一部を除き平成20年度から実施することになりました。今後におきましても、社会経済の変化に対応した、簡素で効率的な行政の確立に向けて、努めてまいり所存であります。

ここで、市町村合併問題について申し上げます。市町村合併は、地方分権の推進、人口減少と少子高齢化、人々の日常生活圏の拡大及び国・地方の厳しい財政状況などを背景として進められ、全国では平成11年3月末の3,232市町村が、平成18年3月末に1,821市町村に減少いたしました。北海道においては、212市町村が180市町村となるに止まったところでもあります。

このようなか、新たな合併特例法、いわゆる合併新法が平成17年4月に施行されましたが、この合併新法に基づいて、北海道が平成18年7月に「北海道市町村合併推進構想」を策定し、市町村間の結びつきや目標とする人口規模をおおむね3万人程度とするなどの基準により、2市3町からなる組合せを示しました。このため、この組合せに基づき、「2市3町地域づくり懇談会」を設置し、2市3町が一つのまちとなった場合に将来の展望が開けるのかどうか、財政シミュレーションを作成し、検討を進めてきたところでもあります。私は、市民の皆さんが望む、まちづくりを考えるためには、財政基盤が確立されなければならないと考えております。

合併新法における合併の期限は、平成22年3月末となっておりますことから、将来の財政状況などを見据えて、単独あるいは合併のどちらかを、選択をしなければならぬ時期であると考えておりますので、十分に検討を進め、この歴史的な選択について、慎重に判断してまいりたいと存じます。つぎに、「砂川市第5期総合計画」の重点課題の推進につきまして、平成20年度の市政執行における、私の基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、「まちなか活性化の推進」であります。駅東部地区の開発につきましては、拠点施設である地域交流センターをはじめとする各施設も完成し、利用者も順調に推移しており、新たな賑わいの創出が図られてきております。この、人の流れをいかにして商店街の活性化に結びつけるかが課題であり、商店街の魅力づくりなどが必要になっております。このため、「賑わいの創出」、「まちなか居住の促進」、「商店街活性化」を基本方針とする「中心市街地活性化基本計画」を策定し、昨年8月、道内では初めて内閣総理大臣の認定を受けたところでもあります。基本計画の達成のため、市立病院の改築事業を契機とした、中心市街地活性化に向けた事業の支援などに取り組んでまいります。

ここで、残された大きな課題が、東西市街地の交通アクセスの要所であり、南1丁目線ガードの整備であります。昨年から、事業実施について検討を行うための調査委託などを進め、資料を作成しておりますので、今後、事業計画を市議会に諮問案として提出をし、実施の是非についてご議論をいただき、財政状況なども勘案しながら判断してまいりたいと存じます。

つぎに、同じく重点課題である「市立病院の改築」について申し上げます。市立病院の改築は、市民のみならず、多くの地域住民から大きな期待を寄せられている事業であり、特に、少子高齢化時代を迎え、市民が望む都市像は「福祉と医療が充実した都市」であることから、安心して医療を受けられる病院にするため、市立病院改築の実現に向けて、検討を進めてきたところでもあります。

市立病院の改築が完了することで、本市の平成22年度までの重点課題が解決されることになり、その意味では、病院改築事業が「砂川市第5期総合計画」の集大成となるものであります。

病院改築計画の推進にあたっては、幾多な困難を乗り越え、ようやくここまで、たどり着くことができたという実感がありますが、これもひとえに議員各位並びに市民の皆さんの深いご理解によるものであり感謝を申し上げます。

建設費につきましては、当初の予定より大幅に増嵩し、約120億円になりましたが、幸いにも、中心市街地の活性化を目指したまちづくりを進めてきたことが功を奏し、「暮らし・にぎわい再生事業補助金」を確実に受けることができるほか、災害に強い、安心安全なまちづくりを推進するための「住宅・建築物耐震改修等事業補助金」も、見込めることになったところであります。

改築工事の予定といたしましては、5月中旬には契約ができるものと考えておりますが、病院改築事業は申し上げるまでもなく、今までにない超大型工事であり、地域経済の活性化にも、大きく貢献でき得るものと考えております。

特に、本市においては、建設業に携わる方々の割合が、就業者全体の14%程度を占めていることから、経済的な波及効果を考えて、地元業界の頑張りに期待するところでもあります。

市立病院は、中心市街地の活性化をはじめ、保健・医療・福祉の充実した総合的なまちづくりを担う重要な存在であり、また、中空知地域の基幹病院として、一層多様化・高度化する医療需要に、適切に応えることが求められておりますので、平成22年の開院に向けて、着実に進めてまいりたいと存じます。

以下、主な施策の概要について申し上げます。

はじめに、農林業の振興では、農政の転換期に入り混迷を深めておりますが、引き続き、中山間地域の多面的機能の維持及び農村環境の維持増進等の地域活性化を支援するとともに、生産者や生産者団体と連携をして、米政策大綱に基づく産地づくり対策と地域水田農業ビジョンにより、営農の定着を図ってまいります。

また、鹿やアライグマ等による農産物被害対策につきましても継続して実施してまいりたいと思います。

さらに、林業振興のため、新たな森林作業員就業条件整備事業による、林業の担い手の育成に取り組んでまいります。

商工業の振興では「砂川市中心市街地活性化基本計画」に基づき、市立病院の改築、駅東部地区開発などのハード事業を核として、スイートロード事業による市内外の消費者の誘致を図るなど、ソフト事業を展開し、集客を中心市街地へ回遊させることで、購買行動へつなげることを目指しております。

また、砂川市土地開発公社の経営健全化に着手したことにより、道央砂川工業団地の分譲価格に検討を加えたことから、昨年は、企業の立地が実現いたしましたので、雇用確保や経済基盤の強化を図るため、更なる企業立地に努めてまいります。

労働者福祉の向上では、季節労働者の通年雇用を目的として、2市3町で設立した「砂川地域通年雇用促進協議会」への参加を継続し、労働者の雇用対策に取り組んでまいります。

交通網の整備では、道路整備について、補助事業で1路線、単独事業で14路線の幹線道路及び生活道路の整備を行うなど、未整備道路の改善を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

また、除排雪業務については、新たに、業務の全てを委託により実施することで、除雪体制の効率化などを図るほか、ロータリ除雪車の更新を行い、冬期間の安全な道路の確保に努めてまいります。

生活環境の整備では、公営住宅の整備について、「砂川市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、南吉野団地において、昨年着工の継続工事で2棟24戸が完成し、新たに、団地内道路の改良舗装工事、駐車場造成工事の実施により、住環境の向上を図るほか、2カ年事業でシルバーハウジングを含む1棟14戸の建設に着手いたします。また、石山団地では、建替事業に着手するために、調査・設計に取り組んでまいります。

さらに、既設公営住宅の改修として、引き続き、宮川中央団地の手すり設置などの高齢改善工事、東町団地の排水改修工事と、新たに、寺町団地の屋根改修工事を実施してまいります。

また、すなわハートフル住まいる事業の一環として、北海道が定める既存住宅耐震改修事業を活用し、既存の民間住宅の耐震改修に対する新たな助成に取り組んでまいります。

つぎに、下水道事業では、快適な生活環境の実現と水質保全に資するため、道路改良工事に併せて、2カ所の汚水管整備を進めるほか、雨水量増大による浸水などを防止するため、石山川河川改修に併せて、雨水管整備を進めてまいります。

住宅の安全性の確保では、消防ポンプ車の更新を行い、消防機能の向上を図るとともに、有効な救命処置を行うために、平成18年度から公共施設・学校などに整備を進めてまいりましたAEDを、当初の配置方針に基づき、6カ所に設置してまいります。

社会福祉の充実では、希望するすべての障害者が、地域で暮らせる社会の実現を目指し、平成18年4月に、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、一部制度の見直しを行い、障害者福祉サービスを提供しているところでありますが、より円滑な運営を目的に「砂川市障害福祉計画」の第2期計画を策定し、障害者福祉サービスの充実を図ってまいります。

保健衛生医療の向上では、住民検診として実施してまいりました基本健康診査は、平成20年度から、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の予防や、早期発見を目的とする特定健診として、各医療保険者が実施することになりましたので、国民健康保険被保険者に対して、健診及び保健指導を行うほか、健康増進法に基づく、がん検診、健康教育及び健康相談などを実施してまいります。

つぎに、市立病院は、自治体病院として地域医療を担い、不足している医療に対して、積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供することを使命としております。

しかしながら、現在、地域医療に従事する病院勤務医の不足や診療科の偏在、さらには、診療報酬のマイナス改定の実施などにより、病院経営をめぐる環境は、これまで以上に厳しいものとなっております。

また、総務省は、昨年12月に公立病院改革ガイドラインを公表し、病院事業を設置する地方公共団体においては平成20年度に経営の効率化再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを柱とした公立病院改革プランを策定するとともに、経営の改革に向けて、総合的に取り組むものとしております。

地域住民が安心して医療を受けるためには、安定した経営のもと、良質な医療を継続して提供することが重要となることから、医師をはじめとする医療スタッフの適正な配置に加え、経営の効率化を図っていく必要があります。

このため医師や看護師などの充足を図るとともに、急性期入院医療における診断群分類別包括評価の対応を行ってまいります。

また、周産期医療及び地域がん診療連携拠点病院として、高度医療に取り組む一方、地域医療機関としての機能分担と連携を図ってまいります。具体的には、当院の医療情報と地域の医療機関の情報について、相互閲覧が可能となるネットワークを確立させ、地域医療連携システムの構築を図るものであります。

このように、地域センター病院として、更なる高度医療、患者サービスを提供し、経費の節減、合理化に努め、信頼される病院を目指してまいります。

社会保障の充実では、平成12年にスタートした介護保険制度は、8年を経過したところであります。平成18年度からは、介護保険法の改正により、新たな介護予防サービスが実施されてまいりましたが、今後におきましても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、在宅生活が続けられるように、また、生活機能の維持・向上や自立支援に向けた総合的なサービス基盤の整備・充実を図っていくように、「砂川市老人保健医療福祉推進協議会」を設置し、平成21年度を初年度とする「第4期砂川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定してまいります。

また、4月からは、後期高齢者医療制度が始まります。この制度は、75歳以上の方すべてが対象となる医療保険制度であります。「北海道後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、市町村が保険料徴収、被保険者証の交付などの窓口業務を担うことになる、新たな制度でありますので、円滑な運営に万全を期するとともに制度内容の周知を図ってまいります。

学校教育の振興では、安全で快適な教育環境を確保するために、学校施設・設備の適切な管理に努めてまいります。

学校図書館の充実を図るため、各小中学校に図書を購入するほか、市図書館司書の専門性を活かし、連携して学校図書館の整備を進めてまいります。

社会体育の振興では、総合体育館において、屋上の防水アスファルトに劣化が生じてきたため、改修工事を実施するほか、トレーニングルームを柔道場として活用するなど、海洋センターを含めた施設の有効活用を図ってまいります。

市民との協働の取り組みであります。昨年オープンいたしました、地域交流センター「ゆう」の利用者が、目標を大きく上回る状況となっております。このことは、計画段階から、市民が主体となって取り組みを進めてきた成果が、現れたものであると確信しておりますので、今後におきましても、市民活動を支援してまいります。

また、平成17年度から進めております、地域住民の協力による公園の維持管理であります。新たに公営住宅団地敷地内の草刈などの維持管理についても、自治会などの協力をいただきながら実施をしてまいりたいと思っております。

最後に、市制施行50周年という記念すべき年を、市民の皆さんと祝うとともに、更なる市政の進展を祈念するため、市民の皆さんによる実行委員会を組織し、50周年記念に相応しい式典及び各種記念事業を実施してまいります。

以上が、主な施策の概要であります。ここで、平成20年度において、国及び北海道が実施を予定している、本市関連の主な建設事業について申し上げます。

道路関係では、道道砂川奈井江美唄線、道道文珠砂川線の道路改良工事が、前年度に引き続いて実施される予定であります。河川関係では、空知川と石山川の合流地点にある南空知太極門の改修が実施されるほか、石山川の河川改修に伴い、市道に2つの橋が新設される予定であります。

つぎに、一般会計予算について申し上げます。

平成20年度の予算は、104億5,000万円で、政策予算を追加した平成19年度6月補正予算と比較して、2.3%減の予算となったところであります。

歳入については、

市税は、22億473万円で、前年度比0.7%の減。

地方交付税は、40億9,000万円で、前年度比4.1%の増。

国庫支出金は、8億4,225万円で、前年度比0.9%の増。

市債は、10億2,380万円で、前年度比84.5%の増で、これらが、主な財源となっております。

歳出については、

人件費は、15億8,467万円で、前年度比7.7%の減。

補助費等は、9億8,420万円で、前年度比7.3%の減。
普通建設事業費は、6億5,302万円で、前年度比22.4%の減。
公債費は、25億4,854万円で、前年度比16.5%の増。
扶助費は、12億532万円で、前年度比1.5%の減となっております。
つづいて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。
国民健康保険特別会計は、25億4,944万円で、前年度比3.1%の減。
下水道事業特別会計は、13億604万円で、前年度比30%の増。
老人医療事業特別会計は、2億3,951万円で、前年度比90.7%の減。
介護保険特別会計は、13億2,780万円で、前年度比8.5%の増。
本年度から、新たに特別会計となる、後期高齢者医療特別会計は、4億4,570万円。
病院事業会計は、13億3,289万円で、前年度比13.3%の増となっております。
以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、294億5,141万円となり、前年度比0.9%の減となつております。
以上が市政執行にあつて、私の所信と、主な施策の概要等について申し述べてまいりました。
私は、まちづくりは、市民参加のもとで進めることが大切であるとの考えに立って、市民との協働の取り組みを進めているところでありますが、今後におきましても、市民と行政がさらに相互理解と信頼関係を深め、既成の概念にとらわれないこととなく、協働のまちづくりに取り組むことが必要であると確信しております。
議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。
一部読み間違えたところあります。10ページで、2市2町で設立した「砂川地域通年雇用促進協議会」を2市3町と読みました。
それから、12ページで、住民の安全性を住宅の安全性と読みました。
以上、訂正をさせていただきます。

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。
○教育長 四反田孝治君（登壇） おはようございます。平成20年第1回砂川市議会定例会の開会にあたりまして、平成20年度の教育行政執行方針について申し述べます。
今日、社会が大きく変動している中であつて、砂川市が今後さらに発展していくためには、砂川市の有する潜在能力を最大限に生かしながら、市民の皆様とともに、豊かで活力に満ちた、砂川市の明るい未来を創造していくことが重要であります。その原動力は、何よりも子ども達であります。
人材の育成は、豊かな未来をつくり上げるための礎となるものであります。教育は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸ばし、自立した人を育てるという崇高な使命をもっています。
すべての人は、それぞれ多様な個性や特性をもっているものであり、教育はそれを尊重し、生かし、育てることによつて多様な成長過程と人生を保障するものでなければなりません。
これからの教育には、少子高齢化社会の進行と家族・地域の変容、高度情報化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化といった、変容の潮流の中で、それぞれが直面する困難な諸課題に立ち向かい、これに適切に対処できる力を育てていくことが求められております。
このためには、一人ひとりが生涯にわたり、学びつづけるとともに、それを支えていく必要があります。
学校教育においては、新しい教育基本法の理念に基づく、学習指導要領の改正に備へ「生きる力」をはぐくむ教育のあり方についての検証をすすめるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」と調和のとれた質の高い教育によって、子ども一人一人が社会において自立的に生きる基礎を培い、それぞれの分野で活躍することができ、社会教育においては、市民一人ひとりが生きがいを持ち、いつでもどこでも生涯学び続けることができ、その成果が適切に評価・活用されるような生涯学習社会の構築や、学校、家庭、地域の教育力を生かしながら、心身ともに調和のとれた子どもを育成することが求められております。
このような状況を踏まえ、今日的な必要課題や地域における要望・実態を的確に捉え、誰もが心豊かで活力に満ち、夢や希望を持って生きていくために、生涯にわたつて学び続ける環境づくりを進め、施策の方向を明確にし、「心豊かで共に学びまわつたり」が実現できるよう、積極的に事業の実施に取り組んでまいりたいと存じます。
はじめに教育行政について申し述べます。
教育行政につきましても、教育基本法の改正と、教育関連3法の改正、さらに学習指導要領が改正されることにより、新しい時代を迎えるための教育制度が大きく変わろうとしております。
こうした教育制度変革の動きの方向性を、迅速に、そして確実にとらえ、適切に対応できるように準備を進めてまいります。
さらに、これまで進めてまいりました「開かれた教育行政」を継承し、取組みの成果を踏まえつつ、その推進に努めてまいります。さらに活力ある教育委員会を目指し、ホームページやオアシス通信等を充実させ、積極的に教育行政情報の公開・提供に努めるとともに、市民の方々の理解と協働、参画を基盤とした、開かれた教育委員会の実現に努めてまいります。
また、教育施設の設備の充実、管理保全の適正化と有効活用を図るとともに、教育環境の整備に努め、本年度は子どもの命を守るためのAED（自動体外式除細動器）を砂川小学校、豊沼小学校、中央小学校、北光小学校に設置してまいります。これによりまして、市内の全小中学校にAEDが配置されますので、児童生徒の安全確保に寄与するものと考えております。
さらに、子ども達の環境整備と安全を確保するため、中央小学校音楽室の換気扇を取替え、砂川小学校のトイレ臭気の改善を図るとともに、空知太小学校普通教室への網戸設置及び床ワックスの塗布、石山中学校体育館の屋根改修等、教育環境の整備に努めてまいります。
また、市内小中学校の授業で使用しているパソコンのメモリーが不足して、授業に支障が出ていることから、コンピューター教室のパソコンのメモリーを増設してまいります。
学校図書の実践につきましても、基本的には、読書は学力向上の基礎になるだけでなく、子供が本来もっている「生きる力」を培うものであり、子どもに向かって「本を読みなさい」と押し付けるのではなく、子どもが本を手にとり、ページを開くための環境整備が必要であります。
まず、子どもが興味をもつ良書を知り、本に親しむ機会を広げ、子どもの人間形成や情操を育む場として、学校図書役割はきわめて重要でありますので、本年度、各小中学校の学校図書室の環境整備を図つてまいります。
次に、学校給食につきましても、引き続き、食材として、米は砂川産米、パンの原料である小麦を道内産とし、他の食材も可能な限り地元生産物を取り入れ、安全で栄養バランスのとれた給食内容の多様化と充実を努めてまいります。
また、一昨年、昨年とこれまで2回実施をいたしました、朝食（食生活）についてのアンケート調査では、「朝食を摂らない」「朝食を摂らない日が多い」と回答した子どもさんの割合が、1割を超えていること等から、これらの結果を踏まえ、関係部署とも連携を図りながら食生活の改善に向け、さらなる啓発に努めてまいります。

なお、給食費につきましては、平成9年度改定以降、据え置いてまいりましたが、パンの原材料である小麦や、食用油等、他の原材料は急騰していることから、本年度給食単価を、小学生は現行の217円を10円アップの227円に、中学生は現行の270円を13円アップの283円に、改定することになりますので、保護者の皆様のご理解をお願いいたします。

砂川高等学校の支援として、奨学金の特別枠を、本年度も継続してまいりますとともに、4間口の確保及び学校の施設整備の充実へ向け、引き続き働き続けます。

次に、学校教育について申し上げます。子ども一人ひとりが、調和のとれた人格の形成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させ、自ら人生を送ることができるための「生きる力」を育てるにあたり、次の6つの観点を柱にして学校教育を推進してまいります。

第一に、開かれた学校づくりを推進する「経営管理」の充実を図ってまいります。子どもたちの日常生活全体に関わる様々な問題の未然防止や早期解決のためには、保護者や地域住民の学校に対する理解と協力を得る教育活動が不可欠であり、そのためには、保護者、地域住民との連携、協働により、地域全体で子どもの学びを支える教員生活の充実、学校課題や経営方針についての保護者・地域住民への公開や、保護者・地域住民の考えや願いを生かした学校の経営の改善を図ってまいります。

第二に、身に付けられる学力を明確にした「学習指導」の充実を図ってまいります。子ども一人ひとりに基礎・基本の確実な定着を図るためには、子どもの学力の状況を的確に把握して学習指導の改善を図ることが重要であり、そのためには、43年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査の結果を分析して、子どもが身に付けるべき力を明確にするとともに、「分かる授業」「楽しい授業」を工夫して子どもたちの学ぶ意欲の向上を図ってまいります。

第三に、道徳的実践力を育む「道徳教育」の充実を図ってまいります。心の問題に関する事件が後絶たず社会問題となっていることから、これから社会に出て行く子どもたちに道徳的実践力を育むことが重要であり、そのためには、各教科や特別活動、総合的な学習の時間において、豊かな道徳的実践体験の場の充実を図るとともに、心に響く道徳の時間の授業改善の確保に努めてまいります。

第四に、健康で安全な生活を送る意欲を育む「健康・安全指導」の充実を図ってまいります。体力の低下や食生活の乱れ等、子どもたちの健康に関わる問題や、交通事故や不審者の多発等、子どもの安全に関わる問題への対応が急務であり、そのためには、全国学力・学習状況調査の結果を分析して子どもたちの日常生活の状況を把握・分析し、保護者と連携しながら、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るとともに、家庭、警察、「子ども110番の家」等との関係機関や学校間の連携を図った教育活動の充実にも努め、子どもに関わる事件・事故の未然防止を図ってまいります。

第五に、全教職員の共通理解に基づく「生徒指導」の充実を図ってまいります。多様な深刻化した生徒指導上の諸問題の早期対応・早期解決を図るためには、全教職員の共通理解に基づく生徒指導の校内体制の確立と、機能の充実を図ることが重要であり、そのためには、教育相談の機能の充実や計画を図るとともに、日常的な子どもとのふれあいに基づき、子供の心のサインを見落とさない校内体制の充実を図ってまいります。

第六に、一人ひとりの持つ力を高める「特別支援教育」の充実を図ってまいります。障害のある子ども一人ひとりの持つ力を高めるためには、昨年度スタートした特別支援教育のさらなる充実を図ることが重要であり、そのためには、日常生活にさまざまな困難を抱えている子どもの実態を把握し、教育的支援について協議する特別支援教育の校内体制の機能充実を図るとともに、特殊教育で培った専門性を生かしながら、発達障害に関する専門性を身に付ける校内研修の充実を図ってまいります。

以上、申し述べた取組みを通して、市民の期待や願いをしっかりと受け止め、誰からも信頼される学校づくりを進め、心豊かにたくましく生きる砂川の子どもたちの育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。誰もが生きがいを実感でき、充実した生活を送ることができる生涯学習社会を実現するためには、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた学習活動を支援していくことや、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会の充実等、豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりを推進していくことが必要であります。

そのために、社会教育では、地域の教育資源を有効活用し、家庭や学校、地域社会が一体となり、全ての市民が自らの意思により学習活動に取り組めるよう、「人づくり・仲間づくり・地域づくり」の3つのキーワードを基に、次の3つの観点から社会教育事業を推進してまいりたいと考えております。

第一に、家庭や地域における教育力を高めるための学習情報の提供や学習活動を推進してまいります。地域の持つネットワークや地域の人材を含めた教育資源を有効に活用し、様々な学習情報の提供に努めるとともに、芸術・文化・音楽・スポーツ・レクリエーション等の領域において、体験する機会や活動の場の充実にも努めてまいります。

また、少子化や核家族化の進展、地域社会とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、関係部局と連携して、子育て支援の講演会や乳幼児向け情報誌の充実にも努めるとともに、学校やPTA活動と協力しながら家庭における教育力向上のための講座の拡充に努めてまいります。

なお、自らの学習参加実績を記録できる「講座一覧」の冊子や生涯学習総合情報誌「オアシス通信」等を活用して生涯学習の情報発信に努め、学習機会や情報提供の充実にも努めてまいります。第二に、次世代を担う子ども達を健全に育成するための活動を推進してまいります。子ども達の安全の確保や心身の健康とともに、家庭や地域の教育力を向上させ、社会全体で子どもを育てていくことが重要であり、学校・家庭・地域の連携による様々な体験活動や学習機会の充実にも努めてまいります。

また、昨年度から取り組んでまいりました「放課後子ども教室推進事業」は、子ども達の安全・安心な居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ、文化活動を通して地域社会全体で子育てを進めていくために、より多くの地域の皆さんの参画を得て、地域ぐるみで子どもを育む環境の充実を図り、子ども達の健全育成に努めてまいります。

なお、子ども達を支援する地域の人材や関係団体とのネットワークの強化を図り、それぞれが持つ教育力と連携調和を図りながら、住民の参画による活動体制を目指してまいります。さらに、昨今子ども達を取り巻く様々な事件事故が発生する中で、子ども達の安全を守り、地域で健全に育てる環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域及び関係機関のより一層の連携を図るとともに、あいさつ運動の取り組みや、青少年指導センター機能の充実にも努めてまいります。

第三に生涯にわたって学習活動を行うための環境づくりや体制づくりを推進してまいります。グループ・サークルやボランティア等が、学びの場となる公民館、図書館、地域交流センターゆう、総合体育館等の社会教育施設と連携を図るとともに、市民の学習活動支援のため、他部局や関係機関・各種団体との連携を図りながら、体制づくりの推進にも努めてまいります。

また、自主的な学習活動の拠点となる社会教育施設においては、それぞれの施設設備の適切な維持管理と有効活用にも努めることをはじめ、次のような観点で学習環境を整えてまいります。

公民館におきましては、生涯学習の拠点施設として、公民館グループ・サークルの指導者を積極的に講師として招きながら、地域の活性化に結びつく各種講座や教室を開設することで、市民の多様な学習機会の提供を推進するとともに、公民館グループ・サークル運営委員会との連携を深め公民館の利活用とグループ・サークルの活性化を図って

まいります。

また、施設の効率的な運営を考え、土曜日と日曜日の夜間を閉館として、維持管理経費の節減に努めてまいります。

郷土資料室においては、市民が関心をもって利用していただけるように、特別展の開催をはじめ、郷土資料の収集、保存及び活用に努めてまいります。

図書館においては、市民に親しまれ、利用される図書館を目指して、ボランティアの協力を得て絵本の読み聞かせをはじめとする読書普及活動や小・中学生の総合的な学習に対する積極的な支援に努めてまいります。

体育の振興につきましては、各種事業を通じてスポーツへの関心を高め、生涯学習スポーツの振興を推進してまいります。

特に、昨年度より市民が気軽に取り組める軽スポーツを主体に展開している大人向け事業をレッツ・トライ事業とし、新たに本年度から子ども向け事業としてレッツ・プレイ事業を加え、体を動かす楽しさを多くの市民に伝え、市民の体力向上や健康増進が、自主的な活動として展開されるよう努めてまいります。

また、施設設備の整備として、建築後28年が経過した総合体育館の屋上防水改修工事を行うとともに、トレーニングルームを廃止して柔道場とし、海洋センター第2体育館の畳を撤去して、第1・第2体育館ごとに専用使用できる体制にしております。

なお、海洋センターの土曜日と日曜日の夜間を閉館し、維持管理経費の節減と効率的な施設の利活用に努め、多くの方々に利用される施設を目指してまいります。

財団法人生涯学習振興協会につきましては、砂川市の体育施設及び公民館の指定管理者として、平成21年3月までの議決をいただいた3カ年の最終年度にあたりますので、市民ニーズに沿った施設の適正な管理運営を図るために、本年度においても、事業費等の助成をしてまいります。本年度中に、財団法人生涯学習振興協会の今後の方向性について検討を深め、結論を出してまいります。

地域交流センターは、結前1月のオープン以降、予想を上回る利活用となっておりますが、本年度も地域文化の創造活動等を通して、子どもから高齢者まで多くの市民に喜ばれ、利用される施設として、市民と行政との協働を基本に、様々な面から支援してまいります。

以上申し述べてまいりましたが、教育を取り巻く環境は、厳しさを増しておりますので、教育行政の執行にあたりましては、多様化している市民の学習ニーズと子ども達一人ひとりのニーズを的確に把握し、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりたいと存じますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、既に通告してありますように、大きく3点について伺います。

大きな1点目は、がん検診についてであります。平成15年に中空知地域保健医療福祉計画が策定され、計画期間はおおむね5年間とされました。その計画が本年3月をもって終了します。この計画には、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の各種がん検診について、砂川市における目標水準が定められていました。今回この計画期間である5年間が終了する上で、各がん検診の受診結果と受診率について砂川市としてどのように分析し、総括しているのかお聞きします。

それに加えて、その分析結果と総括を踏まえ、ことし4月より新たに始まる北海道がん対策推進計画と連携して、今後どのように砂川市における各種がん検診の受診率向上に取り組んでいくのかお聞きします。

大きな2点目は、農林業の振興についてであります。日本の食料自給率が40%を切るという危機的な状況にある中で、北海道がこれからの日本の食卓を支え、食料の安定供給を維持する食料基地として果たしていく役割が大きいことは、だれの目にも明らかです。折しも中国からの冷凍食品問題や近年食の安全や食品ブランドの信用をおとしめようとする偽装表示に代表される不祥事が続いております。安心して食べられる農作物を安定供給することで自由化の波に押し残されていく農業から転換し、攻めの農業に転じる絶好の好機でもあります。農業を取り巻く状況には厳しさが依然残っておりますが、食料が少し割高であっても安全のほうを重視されるようになり、農業という産業にも復活の兆しが高まっていくのかなと期待しております。そのような農業を取り巻く著しい環境変化を踏まえ、砂川市としての今後の農業振興についての考えをお聞きします。

次に、林業の振興についてであります。本年7月に北海道洞爺湖サミットが開催され、環境問題について話し合いがなされると聞いております。緑あふれる北海道ですから、まさにうってつけのテーマであります。砂川市も緑化宣言都市として、さらには人口1人当たりの公園面積日本一として、たくさんの方々に囲まれた環境にあります。森林は、人の暮らしにも大変役立つもので、一例として昨年の原油価格の高騰により原油にかわる燃料としての木材に再び光が当てられていると聞いております。砂川の歴史をさかのぼれば、砂川には大きな木材の集積場や木材の加工工場が過去には存在しました。昔と今は近隣市町村周辺の環境状況も異なりますが、林業は古くからある大切な産業です。地球温暖化など環境問題についての関心が高まる中、今後再び活路を見出すことで環境に配慮し、あわせて町の活性化にもつながる大事な産業になると考えられます。そこで、今後の砂川市における林業の可能性についてどのように考えているのかお聞きします。

最後に、大きな3点目として、パンケ川周辺の活用等であります。パンケ川の護岸には、何カ所かの市民が水と親しむための親水できる場所が整備されましたが、整備後の利活用をどう考えているのかお聞きします。また、まちなかにあってパンケ川に隣接する中央小公園の環境整備について、どう考えているのかお聞きします。

以上のことをお聞きして、1回目の質問とします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 大きな1の各種がん検診の受診率の現状と今後の課題についての(1)と(2)についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)の砂川市として5年間の各種がん検診の受診結果及び受診率についてどのように分析し、総括しているかについてご答え申し上げます。がん検診については、老人保健法により国及び北海道の補助を受けて実施しておりますが、一般財源化となった平成10年度以降は砂川市の独自施策として継続実施している事業であり、またがん検診の種類は国からの指針に基づき、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の5種類を実施しているほか、国の指針には含まれていない前立腺がん検診についても平成14年度から財団法人前立腺研究財団のモデル事業として取り組んでいるところであります。各種がん検診の平成18年度の受診率を申し上げます。

定一せおとはと第1位と
今度ありまるといいます
ペルは可能に死んで見
ればはるる死んで見
まけたら、検査で早期
りないで、検査で早期
始かすのを早くして、
除がはるるのを早くし
療診中ありと前も原因
者の画でいるのを早く
高期の上で行くのが早
後、あつと必ず、本人
と、あつと必ず、本人
す、あつと必ず、本人
ま、あつと必ず、本人
い、あつと必ず、本人
み、あつと必ず、本人
結、あつと必ず、本人
の、あつと必ず、本人
と、あつと必ず、本人
も、あつと必ず、本人
ど、あつと必ず、本人
け、あつと必ず、本人
す、あつと必ず、本人
で、あつと必ず、本人
の、あつと必ず、本人
な、あつと必ず、本人
け、あつと必ず、本人
わ、あつと必ず、本人
の、あつと必ず、本人
し、あつと必ず、本人
申、あつと必ず、本人
て、あつと必ず、本人

括弧の2番目でありませんが、市のホームページに掲載されていたところによりますと、市内各公営住宅によって抽せんの方法が異なることと記載されておりましたが、どうして違っているのか、その点についてその理由をお伺いするものであります。

3つ目でありませんが、砂川の駅東部に建設された三砂ふれあい団地におきまして、一部の間取りの部分であります。が、公募理由について伺った単身者の方から苦情、またご意見等々を受けているわけですが、その公募をしていない、その理由について伺います。

括弧の4番目では、公営住宅退去時の対応についてですが、一部入居者の責による住宅の破損、こうは思えないような修繕のお願いがあるように聞いております。退去時に入居者が支払うべき修繕箇所を市としてどのように査定しているのかお伺いいたします。

続いて、括弧の5番目です。過去に理事者の答弁によりますと、建てかえが決定している石山団地、また吉野団地の公営住宅から退去する場合には、修繕費用についても修繕費用を徴収し、他の公営住宅の修繕費用に充当するとしております。通常であれば、修繕費用というものは、その住宅を修繕する根拠として徴収するものであり、これを他の公営住宅の修繕費用に充当するということにしている、その根拠をお伺いいたします。また、これを他の公営住宅の修繕費用に充当するということにしている、お伺いしたいと思います。

括弧の6番目は、公営住宅退去時の修繕箇所を査定する際、原状回復を原則としているというふうに予測すると、原状回復を原則とするというふうな原状回復の考え方と、原状回復の考え方とは、借りた当初の部屋の状態に戻すことを指すのではなく、例えば借りた方が後か、間仕切りをしたとか、押し入れを改造して、そういつたクロゼットなど、そういつたものが、間仕切りをしたとか、押し入れを改造して、そういつたものはもとに戻すなど、その原状回復するということに解釈をどうするか、お伺いいたします。

括弧の7番目です。公営住宅退去時の客観的に推察したときに極めて通常損耗と思われる汚れや傷、通常損耗として使われる経年劣化したと思われる傷みや汚れ、または傷、これらを指します。これがいわゆる通常損耗の定義であり、それらと私には関係ないものか、お伺いいたします。こういふ実態があるならば、これら通常損耗と思われる傷みや汚れ、これらにまで修繕費用を徴収されていく、最後の括弧の8番目です。仮に修繕費用が後に過剰徴収、そういつたふうにわかった時点で、いわゆる借り主といふ立場から、退去者である、この方に対する返還の考え方についてをお伺いし、私の一般質問の1回目とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。
○建設部長 西野孝行君（登壇） 大きな1の（1）、公営住宅における現在の入居待機世帯数についてのご質問にお答えいたします。平成20年2月末現在の待機者数は、市内での待機者数が32世帯、市外での待機者数17世帯で、合計49世帯となっております。

次に、（2）の公営住宅の場合を除き、市営住宅における抽せん方法についてお答えいたします。公営住宅の入居者の決定は、以前より、建てかえの住宅の場合を除き、市営住宅と道営住宅では入居者を決定する方法が異なっております。市営住宅は、随時団地ごとにお申し込みを受け付けておき、空き家が発生したら、修繕工事が済み次第、受け付け順により入居のご案内をしております。道営住宅は、空き家が発生したら、その都度広報するが、市ホームページでは公募をし、応募者が複数場合は抽せんにより入居者を決定しております。したがって、市営住宅と道営住宅では入居者決定に関する手法が異なっておりますことをご理解願いたいと存じます。

次に、（3）の三砂ふれあい団地の公募に関する苦情についてのご質問にお答えいたします。市営三砂ふれあい団地1号棟は、石山団地、南吉野団地及び吉野団地の建てかえ団地として建設したものであり、法令の定めにより当該団地の方々が特定入居者として優先的に入居できることとなっております。したがって、特定入居を希望する方がいない場合においては、一般公募を優先して入居者を決定することとなります。また、単身者は1LDK、家族数が2名以上世帯は2LDKまたは3LDKへ入居していただく基準を設けて建設をしておりますが、ご質問の苦情の件につきましては、高年齢単身者の方から入居を希望する旨がございましたが、現在1LDKに空き家が発生しているため、一般公募は行っていない旨が説明をしております。しかし、世帯向けの2LDKに空き家が発生し、特定入居を希望する方がいなかったため、広報するが、一般公募を行ったことから、誤解が生じたところと存じます。説明不足に起因するものであり、今後においては内容説明に誤解が生じないように努めてまいります。

次に、（4）の退去時における修繕箇所の査定についてのご質問にお答えいたします。入居者が退去する場合は、家具及び荷物をすべて出た後、退去者、管理人、立会人の市職員等が各部屋を見ながら破損または汚した部分について相互に確認し、査定をしておき、入居者の責めにより破損したものがあつた場合は入居者、管理人、立会人がそれぞれ同意、承認のうえ、負担金を負担していただくこととなっております。なお、入居者に負担していただくのが適当ではない経年劣化した場合等、壁や床などを修理するに当たっては、市が負担するところとなっております。

次に、（5）の建てかえ計画が決定している公営住宅から退去する場合の修繕費用徴収の考え方についてのご質問にお答えいたします。最初に、砂川市営住宅管理条第20条及び第22条は、入居者の原状回復の義務とこれに要する費用を賠償する規定となっております。また、修繕費用を当該住宅の修繕費用に充当しななければならないものではなく、住居に損害を与えたことに対する弁償金として負担していただくものであります。ご理解いただきたいと思います。ご質問であります。建てかえ事業に伴って退去する場合の弁償金の取り扱いについては、ご理解いただきたいと思います。ご質問であります。建てかえ計画により住民説明会後に退去する場合は北海道営住宅建替事業等実施要綱の修繕義務の免除規定に準じた取り扱いとなっております。具体的には、解体するまで管理上支障の出るようなガラス、玄関ドアなどの破損など限られた部分について弁償金として徴収することとなっております。現在進めている建てかえ事業においては住民説明会後の平成15年9月10日以降は該当事例もなく、弁償金を徴収した事例はございません。

次に、（6）の退去時の修繕箇所の査定における原状回復の解釈についてのご質問にお答えいたします。原状回復とは、すべて入居時の建物の状況に戻すことではなく、日常生活による通常の使用によって生じる程度の汚れ、破損については原状回復の義務はないものと解釈しております。過去の判例に基づき、平成16年2月に国土交通省住宅局から原状回復を定める一般ルール等を定めたガイドラインが示されており、以後ガイドラインに沿った運用を行い、トラブルの未然防止に活用しているところであります。

次に、（7）の通常損耗と思われる汚れや傷の修繕費用の徴収実態についてのご質問にお答えいたします。通常損耗とは、通常使用に伴って生じる畳やクロスの変色、フローリングの色落ちなどであり、いずれも弁償金の対象としておりません。故意、過失や通常の使用に反する使用など入居者の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等であれば、弁償金を徴収しております。

次に、（8）の仮に修繕費用が過剰徴収とわかった時点で返還の考え方についてのご質問にお答えいたします。退去時における修繕箇所の確認は、弁償金が過剰徴収とならないように入居者と管理人、立会人が相互に同意、承認を行ない、退去する入居者より書面による報告書の提出を受けております。また、入居者間の公平を期すため、弁償金は同一基準、考え方に基づき査定をしております。入居者から同意を得て納入していただいているものであります。過剰徴収により返還金が生ずる場合は返還をいたしますが、ただし弁償金の算定において数量計算に間違いがあるといった場合等に限り返還されるものと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 ノ瀬弘昭議員。

は、かなりの難しさがあるなと思います。ただ、これにつきまして、今生活上の配慮を求められているところがございますので、伝えませんが、患者さんのほうもそのときにできればおっしゃっていただいて、そういうことが可能なときがあるやもしれません。そのところは探ってもらいたいし、私のほうもそれを伝えてまいりたいと、このように思います。

それから、18年度の在院日数は、確かに14日とかすごく短かったのでございますけれども、最近の19年度の状況では比較して1日ぐらいつつ延びてきている状況にございましたので、この辺のところではまあまあ安定してきたのかなと、こんなことを思っています。

それから、誤解あつては困りますので申し上げますが、事務方と医師といいますか、医療方の風通しが悪いという、そういうことはございません。診療者会議等で話というのはずべて出しておりますし、私たちが思うのは、先ほど申し上げたのは、こちらのほうでは経営上考えともうちょっと長く欲しいよということでございます。それがドクターのほうに逆にならざるを得ないから、ドクターのほうはちゃんと医療上のことでやっているよというふうなことでございますので、そのやりとりというのは確かにあります。それが風通しの悪さということではございませんので、誤解のないようお願いしたいと存じます。

いろいろ難しいことがありますし、患者さんのご要望もいただきます。それにつきまして、ドクターに関連するものはずべてドクターのほうにお伝えしていますし、ドクターに対する苦情とか感謝の投書もございました。これについては、昨年の集計でもらったのは苦情が17件、感謝の言葉が13件ということでございますので、もうちょっと感謝の言葉があるとうれしいのでございますけれども、現在はそのような状況でございます。

それと、最後に今取り組みというお話がございましたので、最近のお話をちょっと申し上げます。実はあすでございますけれども、ゆうにおきましてがんに関する市民講座というのを市立病院のドクターと地域医療連携室で行います。6時半からでございますけれども、1時間程度で大腸がんについてのお話をさせていただきたい。これでがんのお話は4回目になりますが、市立病院のほうでもいろいろな機会を通じて、患者さんにお役に立てるような情報を提供していきたいと、このように思っているところでございます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時32分